

情報セキュリティ対策に関する遵守事項（誓約書の4関係）

- 1 業務以外の目的で情報資産※1（特に要機密情報資産※2）の外部への持ち出し、情報システムへのアクセス、インターネットへのアクセスを行わないこと。
- 2 コンピュータ・記録媒体が第三者に使用等されないよう、離席時のコンピュータの画面ロック、記録媒体を机の中に入れる等、適切に管理すること。
- 3 業務で与えられたコンピュータ・記録媒体を無許可で執務室外へ持ち出さないこと。
- 4 私物のコンピュータ・記録媒体を業務で使用しないこと。
- 5 コンピュータに対する無許可での改造、セキュリティ機能の変更等を行わないこと。
- 6 業務を離れる際、利用していた情報資産を返却すること及び業務上知り得た情報を漏らさないこと。

※1 情報資産

コンピュータ、情報、情報システム、ネットワーク、記録媒体等

※2 要機密情報資産

外部に公開することを前提としていない個人情報等及びこれら記録した記録媒体